

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	2023/3/2 18:47	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6ページ	確認	フローのN+3月での再算定について、具体的にどのような場合に再算定が必要となるのかご教示いただきたい。			取引会員さまからご提出いただく約定単価内訳兼返還情報では起動費の返還区分が要であるにもかかわらず、一般送配電事業者が保有する取引会員さまの発電実績において当該リソースが発電していることを確認した場合や、返還区分が不要で、一般送配電事業者が保有する取引会員さまの発電実績がゼロの場合に返還要否に関する協議を行います。原則として、協議はN+2月の月初までに行いますが、協議が長引いた場合には、N+2月には一旦ご提出いただいた約定単価内訳兼返還情報をもとに算定し、N+3月以降に再算定を行うことを想定しております。上記をふまえて全体業務フロー図を修正しております。
2	2023/3/2 18:47	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7ページ	確認	「持ち下げ単価分および起動費単価分を含んだ価格で入札する場合は、入札時点で内訳単価をMMSに登録していただきます。」とあるが、約定は、合計単価のみを参照して決定されるということでしょうか。		持ち下げ単価分を引き剥がした単価も市場運営者側(MMS)で見えることになるが、その単価で約定処理をなされると、持ち下げ単価を積んで入札する意味がなくなってしまうため、念のため確認させていただきます。	ご認識のとおりです。
3	2023/3/2 18:47	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7ページ	意見	MMSの改修までの期間は入札時点での内訳単価の報告は不要とあるが、BG(取引会員)側のシステム対応が完了するまでは入札時点での内訳単価の報告は不要として頂きたい。		MMSの改修が完了した時点でBG(取引会員)側のシステム対応が完了していない場合も考えられるためご配慮頂きたい。	MMSの改修は取引会員さまのシステム改修期間等を考慮し、2025年度以降を予定しております。上記のとおり、一定のシステム改修期間を設けておりますので、MMS改修後は入札時点での持ち下げ単価分および起動費単価分の提出をお願いいたします。
4	2023/3/2 18:47	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	全体	意見	覚書に合わせて、電源Ⅱ契約の改定も行うべきではないか。		覚書の内容は電源Ⅱ契約にも影響を及ぼすと考えられるため。	電源Ⅱ契約を締結している場合、電源Ⅱ契約の精算を踏まえた本整理内容による精算の取り扱いを覚書第4条にて取り決めております。一方で、電源Ⅱ契約と覚書のどちらが優先されるかが不明確であるため、より明確になるよう覚書を修正しております。
5	2023/3/2 18:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	2ページ 第2条 第1項(2)	意見	ΔkW約定電源が約定後に電源トラブル等で停止し、別の電源を起動して差し替えた場合は、ΔkW約定時点の電源の起動費は返還の対象外となり、差替え後の電源が起動費返還の対象となるのではないかと。		起動費の返還対象がΔkW約定時点の電源から差し変わらない場合、調整力提供事業者は電源差替えを行い、差替え先の電源において起動費が発生したにも関わらず、ΔkW約定電源の起動費を返還しなければならなくなるため。なお、説明資料P4の第79回制度設計専門会合資料にも、「※約定後に電源差替えした場合は当該差替え電源が対象。」と記載がある。	ご認識のとおりです。覚書案については差し替え後の電源が返還対象となる旨を追記しております。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
6	2023/3/2 18:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	3ページ 第2条 第3項(2)	意見	様式の提出期限を翌月5営業日まで等取引会員において実務時間の余裕を考慮していただきたい。		現行、監視委への起動費取漏れ申請が翌月5営業日までとなっており実務時間の余裕を考慮いただいているところ、本件に係る同様の内容(起動費)の報告においても、平仄を合わせ、翌月5営業日まで等としていただきたい。	持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の余裕を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。 なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。
7	2023/3/2 18:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	3ページ 第3条 第1項(2)	確認	「当該ペナルティ料金の算定式において用いるΔkW料金の算定式における「ΔkW約定単価」を「持ち下げ単価分」および「起動費単価分」ごとに、置き換えて算定したペナルティ料金Ⅰ(代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰを含む)およびペナルティ料金Ⅱを料金算定期間に亘って合計した金額」の意図はΔkW約定単価から、返還する持ち下げ単価・起動費単価分を控除してペナルティ料金を算定するとの認識で問題ないか。		文章が分かり難いため、記載趣旨および内容を確認させていただきたい。もしくは、追加の資料を公開いただきたい。	ご認識のとおりです。 具体的な計算方法は「ΔkW約定単価で算定したペナルティ料金」から「返還分控除後約定単価で算定したペナルティ料金」を差し引いた料金が「持ち下げ・起動費返還分のペナルティ料金」になります。 <計算例> アセスメントⅠ 全量不適合となったケースにおける計算例 (1コマ分のみ記載) ΔkW約定量: 10,000kW ΔkW約定単価: 30.00円/kW 持ち下げ単価分: 20.00円/kW 起動費単価分: 0.00円/kW ΔkW約定単価のペナルティ料金…① = 10,000 × 30.00 × 1.5 = 450,000.000円 返還分控除後約定単価のペナルティ料金…② = 10,000 × (30.00 - 20.00) × 1.5 = 150,000.000円 持ち下げ・起動費返還分のペナルティ料金…① - ② = 450,000.000 - 150,000.000 = 300,000.000円 ※「返還分控除後約定単価のペナルティ料金」が「返還分控除後のペナルティ料金」になります。
8	2023/3/2 18:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	4ページ 第4条	意見	本覚書に基づく起動費の精算が、電源Ⅱ契約における起動費の精算(V3精算)よりも優先されると解釈したが、電源Ⅱ契約(2024年度以降は余力活用契約)を締結している電源については、現行通り電源Ⅱ契約(2024年度以降は余力活用契約)に基づくV3精算を行い、本覚書に基づく精算は不要ではないか。		本覚書に基づく精算を行う場合、現行の電源契約に基づくV3精算側は行わないという処理が必要となるため、精算実務の手間を省くためにも、電源Ⅱ契約(2024年度以降は余力活用契約)に基づくV3精算で起動費返金を行うこととして頂きたい。	第79回制度設計専門会合にて、ΔkW約定単価に含まれる起動費の取り扱いが整理されたため、本覚書をもって起動費を精算します。なお、電源Ⅱ契約での精算と重複とならないよう精算します。
9	2023/3/2 18:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	4ページ 第4条	意見	電源Ⅱ契約を締結している電源については、TSOにて電源Ⅱ契約とΔkW約定結果を紐づけてTSOが起動しなかった場合の起動費精算を行って頂きたい。		調整力提供事業者から内訳を通知せずとも、MMSで保有しているΔkW約定結果と電源Ⅱに基づく情報からTSO側でも事後精算額の算定は可能であるはずであり、取引会員の負担軽減のためにも、TSOにて紐づけを実施いただきたい。(無闇やたらに、BG側(取引会員)に対して負担増を強いるべきではないと史料。)	ΔkW約定単価に含まれる起動費単価分については一般送配電事業者では不明のため、約定単価内訳兼返還情報の提出をお願いします。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
10	2023/3/3 11:37	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	P1	確認	入札単価に起動費を含めて入札する場合、電源Ⅱ契約の有無に関わらず、覚書の締結が必須でしょうか。 また、入札単価に起動費を含めて入札するが、持ち下げ供出を行わない場合も、「持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書」を締結する必要がありますでしょうか。(起動費返還のみの覚書はないのでしょうか。)	電源Ⅱ契約を締結している発電機の起動費の精算は、V3で行われているものと認識しております。電源Ⅱ契約を締結している発電機について、今回ご提案いただいた精算方法では、業務が煩雑になると考えられるため、電源Ⅱ契約を締結している発電機については、これまで通り電源Ⅱのみでの精算としていただきたい。		第79回制度設計専門会合にて、ΔkW約定単価に含まれる起動費の取り扱いが整理されたため、本覚書をもって起動費を精算します。なお、電源Ⅱ契約での精算と重複とならないよう精算します。 入札単価に起動費を含めて入札する場合、電源Ⅱ契約の有無にかかわらず、覚書の締結は必須となります。また、入札単価に起動費を含めて入札するものの、持ち下げ供出を行わない場合も、「持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書」を締結していただきます。
11	2023/3/3 11:37	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	第1条第1項(6)	確認	覚書第1条第1項(6)返還区分について、例えば、トラブル等によりユニットを差替した場合において、約定したユニットは供出できなかったものの、差替したユニットを起動したことにより起動費が発生したケースでは、返還区分を否と報告することよろしいでしょうか。			ご認識のとおりです。
12	2023/3/3 11:37	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	第2条第1項(2)、第3項(2)	確認	覚書第2条第1項(2)について、返還情報を提出する必要があるのは、「起動費単価分を含むΔkW単価で入札した単独発電機が約定し、当該単独発電機が提供期間に起動しなかった場合」との記載から、ブロック単位ではなく、提供期間(約定ブロック時間内)で起動有無が判断されるとの認識でよろしいでしょうか。 覚書第2条第3項(2)提出期限について、返還情報様式の提出期限をトラブル等を考慮して3営業日以内までなどに変更することは可能でしょうか。			約定単価内訳兼返還情報はΔkW約定単価に起動費単価分が含まれ、原則として当該約定ブロック内でリソースが起動しなかった場合に返還区分要として提出いただきます。 持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の余裕を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。
13	2023/3/3 11:37	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	第4条	確認	応札電源が電源Ⅱ契約を締結している場合、電源Ⅱの精算については具体的にどのように行イメージでしょうか。			電源Ⅱ契約がある場合、電源Ⅱ契約での起動費の精算と重複とならないよう精算します。例えば、需給調整市場で起動費を返還していただいた場合、電源Ⅱ契約での起動費は当該ブロックでは返還不要となります。詳細は属地の一般送配電事業者との協議のなかでご確認ください。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
14	2023/3/3 11:37	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	P7	確認	MMSの改修にあわせて自社システムの改修が必要となるため、見込み時期などをご教示願います。 また、MMS改修後は入札時点において内訳単価の入力を必須としないようご配慮をお願いします(自社システムの改修が間に合わず、入札単価のみをXMLファイルでMMSに登録した場合、入札不可となることを危惧)			MMSの改修は取引会員さまのシステム改修期間等を考慮し、2025年度以降を予定しております。 上記のとおり、一定のシステム改修期間を設けておりますので、MMS改修後は入札時点での持ち下げ単価分および起動費単価分の提出をお願いいたします。
15	2023/3/3 12:26	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	P1第1条第1項(7)	意見	「約定単価内訳兼返還情報」のフォーマットを早期に開示していただき。		初回提出に向け、事業者側での準備期間を確保するため。	約定単価内訳兼返還情報フォーマットについては、属地の一般送配電事業者との協議時に開示します。
16	2023/3/3 12:26	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	P2第2条第3項(2)	意見	提出期限が「料金算定期間の翌月1営業日まで」となっているが、対応期日が非常にタイトであることから、期限を延長していただきたい。	翌月5営業日までとする。	対応期日が非常にタイトでありヒューマンエラーへと至る懸念があることや、システムトラブル時の対応裕度を担保するため。	持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。 なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。
17	2023/3/3 12:26	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7スライド 3-3.詳細業務フロー	意見	「持ち下げ単価分および起動費単価分を含んだ価格で入札する場合は、入札時点で内訳単価をMMSに登録していただきます。」との記載があるが、事業者のシステム改修対応期間に十分配慮した情報開示を行っていただきたい。	事業者側の改修対応を意識した早期のAPI仕様提示をいただく。	事業者は需給調整市場システムの詳細要件が決定後改修対応を行うことや、システム改修には要件定義後少なくとも1年程度の期間が必要であり、API仕様の開示が遅れるほど改修工程が後ろ倒しとなるため。	MMSの改修は取引会員さまのシステム改修期間等を考慮し、2025年度以降を予定しております。 WEB-APIについては早期の公表ができるように作成を進めてまいります。
18	2023/3/3 12:26	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7スライド 3-3.詳細業務フロー	意見	「改修までの期間は、入札時点での内訳単価のご報告は不要とします。」との記載があるが、入札時点の内訳単価報告を不要とする期間は需給調整市場システムの改修完了までではなく、事業者側のシステム改修完了までの期間としていただきたい。	事業者のシステム改修が完了するまでは暫定運用を継続することを認める。	需給調整市場システム関係の改修は複合商品運開対応等多岐にわたり、既に輻輳している中、必ずしも今回の需給調整市場システムの改修完了と同調して当社システム改修が完了出来るとは言えないため。	MMSの改修は取引会員さまのシステム改修期間等を考慮し、2025年度以降を予定しております。 上記のとおり、一定のシステム改修期間を設けておりますので、MMS改修後は入札時点での持ち下げ単価分および起動費単価分の提出をお願いいたします。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
19	2023/3/3 14:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6,7	意見	「約定単価内訳戻還情報の送信」の期日が実需給翌月の1営業日となっているが、変更していただきたい。	実需給翌月の1営業日では対応が難しいため、具体的な期日は各エリアの属地TSOと協議のうえ決定することとしていただきたい。	現行のスケジュール案では報告内容についてのチェック時間が十分に確保できません。また、現行の電源Ⅱ契約に関する精算についても、実需給翌月中を目途にチェックを実施しており、データの関連性や業務の効率性の面からも、可能な限り同様のスケジュール感で対応できるようご配慮いただきたい。	持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳戻還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の余裕を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。 なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳戻還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。
20	2023/3/3 14:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	意見	約定単価内訳戻還情報のうち、真に必要な情報のみ報告する形としていただきたい	持ち下げ返還区分および起動費返還区分の報告は必要ないのではないのでしょうか。	報告様式に持ち下げ単価および起動費単価を入力するため、当該情報を持って返還区分対象か判別可能と考えられるため。また、起動実績についても送配電事業者で確認できるため、BSPとして報告する必要性を認識できません。実際に電源Ⅱ契約の精算においても、BSPからのデータ提出は実施しておらず、送配電事業者より通知された内容に対してチェックをする形を取っているため、真に必要な情報のみ報告対象とするようお願いしたい。	ご指摘のとおり持ち下げ単価分がΔkW約定単価に含まれていることをもって返還対象であることを確認できますので、一般送配電事業者が提示する約定単価内訳戻還情報作成ツールでは持ち下げ単価分の入力をもって自動的に持ち下げ返還区分が編集される仕様としております。 一方で起動費返還区分については、歯抜け約定があった場合等に一般送配電事業者では判断できないことがあると考えておりますので、提出をお願いします。
21	2023/3/3 14:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	確認	約定単価内訳戻還情報のうち、以下の項目が覚書に記載されていませんが、報告不要との理解でよろしいでしょうか。また、そうでない場合、記載の「開始コマ」とは何を指すのでしょうか。 ・約定年月日、開始コマ、エリアコード また、約定単価はMMS情報に含まれているため、新たに提示する理由は何でしょうか。		覚書と説明資料に齟齬が生じているため、正しい内容をご提示頂くとともに、提示データの必要性について精査いただきたい。	約定単価内訳戻還情報には約定年月日、約定ブロックの時刻コード、エリアコードもご提出いただきます。「開始コマ」については、誤りであり、返還対象の約定ブロックにおける時刻コード(すべて)になります。(例:1ブロックに約定している場合は「01~06」の6レコードを提出いただきます。) なお、約定年月日、約定ブロックの時刻コード、エリアコードも提出いただく必要がありますので、覚書に追記しております。 また、約定単価は、持ち下げ単価分および起動費単価分が約定単価を上回って提出されるような誤りを防ぐために合わせてご報告いただきます。
22	2023/3/3 14:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6,7	確認	システム改修の時期はいつ頃を目途に予定されているのでしょうか。また、事前の通知や改修に伴う検証期間等は計画されるのでしょうか。		MMS改修に伴い、BSP側のシステム改修も必要となること、及びAPIの変更を要する場合、疎通試験が必要なことから改修の概要及び準備期間等のスケジュール調整が必要なため	MMSの改修時期は2025年4月以降となる見込みです。 WEB-APIについては早期の公表ができるように作成を進めてまいります。 改修時期の詳細につきましては決まり次第事前にお知らせいたします。
23	2023/3/3 14:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	3	確認	約定単価内訳戻還情報の報告はシステム改修完了までの暫定対応との認識ですが相違ないのでしょうか。		覚書(ひな形)第2条3項について、約定単価内訳戻還情報をメールで提出することについて暫定対応という旨が記載されておられません。システム改修完了後も本覚書にしたがって精算を実施するのであれば、暫定対応と恒久対応が分かるよう記載していただきたい	システム改修前後における対応内容が不明瞭なため。 約定単価内訳戻還情報をメールでご提出いただく期間はMMS改修完了までとなります。覚書に暫定対応である旨を明記しております。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
24	2023/3/3 16:05	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	確認	TSOとの協議において「発電実績の情報が不整合の場合」とありますが、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか		毎回の協議となれば業務が煩雑になることから想定される頻度を確認させて頂きたい。	取引会員さまからご提出いただく約定単価内訳兼返還情報では起動費の返還区分が要であるにもかかわらず、一般送配電事業者が保有する取引会員さまの発電実績において当該リソースが発電していることを確認した場合や、返還区分が不要で、一般送配電事業者が保有する取引会員さまの発電実績がゼロの場合に返還要否に関する協議を行います。原則として、協議はN+2月の月初までに行いますが、協議が長引いた場合には、N+2月には一旦ご提出いただいた約定単価内訳兼返還情報をもとに算定し、N+3月以降に再算定を行うことを想定しております。上記をふまえて全体業務フロー図を修正しております。
25	2023/3/3 16:05	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	全体	確認	電源差替を行う場合 ・持ち下げ単価を控除、起動費を控除又は再算定※して登録 ・今回の覚書に基づき事後精算の二つのやり方が考えられるとの認識ですが、どちらを選択するかはBSPの判断が良いでしょうか。また、同一リソースに対しては単価のみの差替えが可能なシステムとなっているのでしょうか		電源差替対応に伴う時間的裕度を踏まえ、単価見直しの判断を行う可能性があるため ※再算定による起動費も含めた見直し後の単価は、約定単価が上限	電源差し替えの際に、「持ち下げ単価を控除、起動費を控除又は再算定して登録」・「今回の覚書に基づき事後精算」のいずれを選択するかについては取引会員さまのご判断にてお願いします。なお、MMSの仕様上、同一リソースで単価のみの差し替えを行うことはできません。
26	2023/3/3 16:05	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	全体	確認	電源差替えを実施し、持ち下げ単価および起動費単価を含まない単価に変更した場合、約定単価内訳兼返還情報報告の対象とはならないとの認識で相違ないでしょうか		報告対象を正確に把握したいため	ご認識のとおりです。
27	2023/3/3 16:05	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	確認	約定ブロック終了までに起動した場合は起動費の返還対象とならないとの理解でよろしいでしょうか		起動費返還区分の報告内容に関わるため	ご認識のとおりです。
28	2023/3/3 16:21	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6,7	意見	「約定単価内訳兼返還情報の送信」の期日が実需給翌月の1営業日となっているが、変更していただきたい。	実需給翌月の1営業日では対応が難しいため、具体的な期日は各エリアの属地TSOと協議のうえ決定することとしていただきたい。	現行のスケジュール案では報告内容についてのチェック時間が十分に確保できません。また、現行の電源Ⅱ契約に関する精算についても、実需給翌月中を目途にチェックを実施しており、データの関連性や業務の効率性の面からも、可能な限り同様のスケジュール感で対応できるようご配慮いただきたい。	持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の余裕を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
29	2023/3/3 16:21	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	意見	約定単価内訳兼返還情報のうち、真に必要な情報のみ報告する形としていただきたい	持ち下げ返還区分および起動費返還区分	報告様式に持ち下げ単価および起動費単価を入力するため、当該情報を持って返還区分対象か判別可能と考えられるため。また、起動実績についても送配電事業者で確認できるため、BSPとして報告する必要性を認識できません。実際に電源II契約の精算においても、BSPからのデータ提出は実施しておらず、送配電事業者より通知された内容に対してチェックをする形を取っているため、真に必要な情報のみ報告対象とするようお願いしたい。	ご指摘のとおり持ち下げ単価分がΔkW約定単価に含まれていることをもって返還対象であることを確認できますので、一般送配電事業者が提示する約定単価内訳兼返還情報作成ツールでは持ち下げ単価分の入力をもって自動的に持ち下げ返還区分が編集される仕様としております。一方で起動費返還区分については、歯抜け約定があった場合等に一般送配電事業者では判断できないことがあると考えておりますので、提出をお願いいたします。
30	2023/3/3 16:21	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	確認	約定単価内訳兼返還情報のうち、以下の項目が覚書に記載されていませんが、報告不要との理解でよろしいでしょうか。また、そうでない場合、記載の「開始コマ」とは何を指すのでしょうか。 ・約定年月日、開始コマ、エリアコード また、約定単価はMMS情報に含まれているため、新たに提示する理由は何でしょうか。		覚書と説明資料に齟齬が生じているため、正しい内容をご提示頂くとともに、提示データの必要性について精査いただきたい。	約定単価内訳兼返還情報には約定年月日、約定ブロックの時刻コード、エリアコードもご提出いただきます。「開始コマ」については、誤りであり、返還対象の約定ブロックにおける時刻コード(すべて)になります。(例:1ブロックに約定している場合は「01~06」の6レコードを提出いただきます。)なお、約定年月日、約定ブロックの時刻コード、エリアコードも提出いただく必要がありますので、覚書に追記しております。また、約定単価は、持ち下げ単価分および起動費単価分が約定単価を上回って提出されるような誤りを防ぐために合わせてご報告いただきます。
31	2023/3/3 16:21	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6,7	確認	システム改修の時期はいつ頃を目途に予定されているのでしょうか。また、事前の通知や改修に伴う検証期間等は計画されるのでしょうか。		MMS改修に伴い、BSP側のシステム改修も必要となること、及びAPIの変更を要する場合、疎通試験が必要なことから改修の概要及び準備期間等のスケジュール調整が必要なため	MMSの改修時期は2025年4月以降となる見込みです。WEB-APIについては早期の公表ができるように作成を進めてまいります。改修時期の詳細につきましては決まり次第事前にお知らせいたします。
32	2023/3/3 16:21	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	3	確認	約定単価内訳兼返還情報の報告はシステム改修完了までの暫定対応との認識ですが相違ないでしょうか。	覚書(ひな形)第2条3項について、約定単価内訳兼返還情報をメールで提出することについて暫定対応という旨が記載されておられません。システム改修完了後も本覚書にしたがって精算を実施するのであれば、暫定対応と恒久対応が分かるよう記載していただきたい	システム改修前後における対応内容が不明瞭なため。	約定単価内訳兼返還情報をメールでご提出いただく期間はMMS改修完了までとなります。覚書に暫定対応である旨を明記しております。
33	2023/3/3 16:50	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	1	確認	第79回制度設計専門会合では、「電源差し替え時のΔkW単価見直し」についても整理され、事後精算の業務フローが生じると理解している。今回意見募集の対象となっていないが、清算方法について明らかにしてほしい。			第79回制度設計専門会合資料3のとおり、電源を差替える場合、ΔkW約定単価に関しては、原則差替え後のユニットに合わせたΔkW約定単価で変更後の価格をMMSに登録していただきますようお願いいたします。ただし、差替え後のΔkW約定単価は、差替え前のΔkW約定単価以下の値となります。なお、電源差替え時の価格の変更について、取引会員さまのシステム改修が必要な場合は、システム改修までの対応について属地の一般送配電事業者へご相談ください。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
34	2023/3/3 16:50	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	4	確認	「需給調整市場に起動費を計上して入札・約定し、実需給までに起動しなかった場合の精算」について、現状と何が変わるのか明らかにしてほしい。電源Ⅱ契約がある発電機の場合は、電源Ⅱ契約での精算の取り決めに従うことでよいか。電源Ⅱ契約がない場合は一送による余力活用ができないため、一送の指令による解列自体が生じない。			第79回制度設計専門会合にて、ΔkW約定単価に含まれる起動費の取り扱いが整理されたため、本覚書をもって起動費を精算することが変更点となります。なお、電源Ⅱ契約での精算と重複とならないよう精算します。また、電源Ⅱ契約がない場合でも、給電指令や系統事故により発電機が起動しなかった場合、起動費を返還していただきます。
35	2023/3/3 16:50	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	意見	恒久的には、起動・持ち下げの一連の札をリンクさせて約定する仕組みを入れるほうがΔkW単価の指標性等も考慮すると望ましいし、制度設計専門会合でもその方向で整理されている。約定後に支払い単価を変えることは暫定的な対応であることから、入札単価の内訳を入れられるようにする改修を行うよりも、本来的な約定ロジックを導入する改修について検討してはどうか。	約定ロジックの改修		ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
36	2023/3/3 16:50	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	9	確認	起動費返還区分について、複数の起動費が含まれた約定ブロックがある場合で、提供期間に起動しなかったブロックが一部ある場合でも、約定ブロックの起動費は1日分支払われるのか。		起動費の入札価格の反映は1日1回分までしか認められていないが、BG計画と実機の起動時間の差により、一部の配分起動費が返還されることになると、約定後においても「起動費の未回収」が発生する。	原則として、複数の起動費が含まれた約定ブロックにおいても、提供期間に起動しなかったブロックのみに含まれる起動費を返還していただきます。なお、第69回制度設計専門会合資料4のとおり、取り漏れが生じた場合の起動費については、当該年度の先々の取引において計上することが許容されているものと認識しております。
37	2023/3/3 16:50	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	5	確認	返還する場合、対象は「起動費」のみか(対象札に計上していた「過去の未回収費用」は受け取れるのか)			返還していただく対象は約定単価内訳兼返還情報に記載された起動費のみであり、過去の未回収費用は返還対象外となります。
38	2023/3/3 16:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	3	意見	(2) 提出期限 甲は、約定単価内訳兼返還情報様式を料金算定期間の翌月1営業日までに乙へ提出するものとする。とされているが、提出期限を延期いただきたい。	(2) 提出期限 甲は、約定単価内訳兼返還情報様式を料金算定期間の翌月〇営業日までに乙へ提出するものとする。	約定単価内訳兼返還情報を属地の一般電気事業者へ送信に関して、N+1月の1営業日までとされているが、月末の約定分データにおいて、提出までの尤度が少ないため、提出期限を〇営業日まで延期いただきたい。	持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。
39	2023/3/3 16:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6	意見	約定単価内訳兼返還情報を属地の一般電気事業者へ送信に関して、N+1月の1営業日までとされているが、月末の約定分データにおいて、提出までの尤度が少ないため、提出期限を〇営業日まで延期いただきたい。			持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に約定単価内訳兼返還情報を提出できない場合は、事前に属地の一般送配電事業者へご相談ください。

持ち下げ供出および起動費精算に関する意見募集の結果(ご意見一覧)

意見No.	受付日時	意見提出対象	対象ページ番号または条番号	お申し出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
40	2023/3/3 16:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6	確認	全体業務フローについて確認したい。 N月分の精算額は、N+2月の15暦日までに通知された精算額にて一度精算を行い、その上で、③で不整合があった場合、両者での協議に従い、一度精算された額からの過不足分を、N+1月分の精算額(N+3月の15暦日以降)と併せて、通知および精算がなされるとの理解で良いか。			原則として、協議はN+2月の月初までに行いますが、協議が長引いた場合には、N+2月には一旦ご提出いただいた約定単価内訳兼返還情報をもとに算定いたしますが、N+3月以降に再算定を行うことを想定しております。 上記をふまえて全体業務フロー図を修正しております。
41	2023/3/3 16:54	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	6	確認	返還分の公表に関して、公表する理由は何か？ 日ごと、ブロック毎の精算実績が公表されるのか、または、各月の合計金額が公表されるのかなど、公表されるデータの粒度についてご教示いただきたい。 また、返還分の公表については、協議の有無にかかわらず、N+3月に公表されるとの理解で良いか。 事業者特定に繋がる懸念からエリア別の公表は避けるべきではないか。			送配電協議会HPで公表している取引実績の確報値について透明性確保のためには返還分を公表する必要があると考えております。粒度としては、各月の返還分の合計金額を公表します。また、返還分に関する協議が完了しN月分の返還額が確定した時点で公表します。
42	2023/3/3 16:54	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	2	確認	(11) 返還分控除後ペナルティ料金 返還分控除後約定料金を基に算定したペナルティ料金が用語として定義されているが、当該文言は契約書並びに、規定のどの部分で用いられているのか。定義付けの必要性を確認したい。			取引会員さまに送付する料金算定諸元に返還分控除後ペナルティ料金を記載する予定であるため、定義付けしております。
43	2023/3/3 16:59	持ち下げ供出および起動費の返還に関する覚書(ひな形)	3	意見	以下を修正 (3) 持ち下げ単価分 持ち下げ供出機のΔkWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機の入札単価を上回らせることを目的として、関係規程類において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した30分あたりの単価(単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位までとする)	(3) 持ち下げ加算単価分 持ち下げ供出機のΔkWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供出機よりも劣後させる上回らせることを目的として、関係規程類において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した30分あたりの単価(単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位までとする)	加算分であることを明確化するため。また、加算する目的としては、約定順位を劣後させる事のため併せて修正(その他、関連する用語も要修正)	ご指摘を踏まえ、以下のとおり覚書案を修正しております。 (修正後) (3) 持ち下げ単価分 持ち下げ供出機のΔkWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供出機よりも劣後させることを目的として、関係規程類において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した30分あたりの単価(単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位までとする)
44	2023/3/3 16:59	持ち下げ供出および起動費の扱いに関する説明資料	7	確認	「協議を行った結果、再算定が必要となった場合は「N+3月」に「N+1月」分の料金と合わせて再算定を行います。」とあるが、協議が長期化した場合、その協議の結果は、協議完了月の翌月分と合わせて再算定される理解でよいか。 (提示例) 「N+1月」分について協議が必要となり、「N+2月」に協議し、完了した場合、「N+3月」分に併せて再算定 (確認例) 「N+1月」分について協議が必要となり、「N+2月」に協議し、完了せず、「N+3月」に協議し、完了した場合、「N+4月」に併せて再算定			ご認識のとおりです。